

生駒市立学校給食センター運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、生駒市立学校給食センター条例（昭和57年4月生駒市条例第6号。以下「条例」という。）第7条第2項の規定に基づき、生駒市立学校給食センター運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、生駒市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 奈良県郡山保健所長
- (2) 条例第4条に規定する学校の長（以下「学校長」という。）
- (3) 生駒市PTA協議会を代表する者
- (4) 学校長が選任する学校給食主任
- (5) 学識経験のある者
- (6) その他委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

(選出)

第5条 会長及び副会長は、協議会において互選する。

(職務)

第6条 会長は会議を総括し、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理する。

(招集)

第7条 協議会は、会長が招集する。

(運営)

第8条 協議会は、毎年度に2回開催する。ただし、会長において必要と認めたときは、この限りでない。

2 委員会の委員は、協議会に出席し、意見を述べることができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の生駒市立学校給食センター運営協議会規則第2条第2項に規定する委員（以下「旧委員」という。）である者は、改正後の生駒市立学校給食センター運営協議会規則（以下「新規則」という。）第2条第2項に規定する委員に委嘱され、又は任命されたものとみなす。
- 3 前項の規定により委嘱され、又は任命されたものとみなされた委員の任期は、新規則第3条第1項の規定にかかわらず、旧委員としての任期とする。